

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6729146号
(P6729146)

(45) 発行日 令和2年7月22日(2020.7.22)

(24) 登録日 令和2年7月6日(2020.7.6)

(51) Int.Cl.			F I		
E O 2 F	3/43	(2006.01)	E O 2 F	3/43	M
E O 2 F	9/24	(2006.01)	E O 2 F	9/24	B
E O 2 F	9/26	(2006.01)	E O 2 F	9/26	A
B 6 6 C	23/88	(2006.01)	B 6 6 C	23/88	D

請求項の数 9 (全 19 頁)

(21) 出願番号	特願2016-153011 (P2016-153011)	(73) 特許権者	000246273
(22) 出願日	平成28年8月3日(2016.8.3)		コベルコ建機株式会社
(65) 公開番号	特開2018-21374 (P2018-21374A)		広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号
(43) 公開日	平成30年2月8日(2018.2.8)	(74) 代理人	100067828
審査請求日	平成31年3月18日(2019.3.18)		弁理士 小谷 悦司
		(74) 代理人	100115381
			弁理士 小谷 昌崇
		(74) 代理人	100118049
			弁理士 西谷 浩治
		(72) 発明者	木下 明
			広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号 コベルコ建機株式会社 広島本社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 障害物検出装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

下部走行体と、前記下部走行体の上部に旋回可能に取り付けられた上部旋回体と備える建設機械の障害物検出装置であって、

前記上部旋回体に設けられ、前記建設機械の周囲に位置する物体の3次元位置を検出する物体検出部と、

前記上部旋回体の前記下部走行体に対する旋回角度を検出する角度検出部と、

前記検出された旋回角度に応じて予め定められた前記建設機械の構成要素を示す領域が除外されるように前記建設機械の周囲に設定された監視領域を設定し、前記設定した監視領域に、前記物体検出部により検出された物体が位置する場合、当該物体を障害物として判定する障害物判定部とを備える障害物検出装置。

【請求項2】

前記障害物判定部は、前記検出された旋回角度に応じて、前記下部走行体が除外されるように、前記監視領域を設定する請求項1記載の障害物検出装置。

【請求項3】

前記検出された旋回角度に基づいて、特定の動作をすることで、建設機械が障害物と衝突する可能性のある構成要素を判定し、前記判定した構成要素の前記特定の動作を停止させる停止制御部を更に備える請求項1又は2記載の障害物検出装置。

【請求項4】

前記物体検出部は、赤外線を照射する3次元測距センサで構成されている請求項1～3

のいずれかに記載の障害物検出装置。

【請求項 5】

表示部を更に備え、

前記物体検出部は、前記建設機械の周囲の物体を距離に応じたコントラストで表した距離画像を取得し、

前記障害物判定部は、前記取得した距離画像から前記障害物以外を除去した障害物画像を前記表示部に表示させる請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の障害物検出装置。

【請求項 6】

前記障害物判定部は、前記旋回角度に応じて、前記物体検出部の検出領域の画角を前記下部走行体が除外される予め定められた画角に設定することで、前記監視領域を変更する請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の障害物検出装置。

10

【請求項 7】

前記物体検出部は、前記建設機械の周囲の物体を距離に応じたコントラストで表した距離画像を取得し、

前記障害物判定部は、前記旋回角度に応じて予め定められた前記下部走行体の領域が除外されるように、前記距離画像に監視領域を設定する請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の障害物検出装置。

【請求項 8】

前記監視領域は、前記上部旋回体の左方に設けられた第 1 監視領域と、前記上部旋回体の右方に設けられた第 2 監視領域とを備え、

20

前記停止制御部は、

前記障害物が前記第 1 及び第 2 監視領域の少なくとも一方に位置する場合、

前記上部旋回体が前記下部走行体と同一方向を向いていれば、前記上部旋回体の旋回動作のみを停止させ、

前記上部旋回体が前記下部走行体と同一方向を向いていなければ、前記旋回動作及び前記下部走行体の走行動作を停止させる請求項 3 に記載の障害物検出装置。

【請求項 9】

前記監視領域は、前記上部旋回体の後方に設けられた第 3 監視領域を更に備え、

前記停止制御部は、前記障害物が前記第 3 監視領域に位置する場合、前記上部旋回体が前記下部走行体に対して横向き姿勢をとっていないなければ、前記走行動作のみを停止させる請求項 8 記載の障害物検出装置。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、下部走行体と、下部走行体の上部に旋回可能に取り付けられ、オペレータが搭乗するキャビンを含む上部旋回体と備える建設機械の障害物検出装置に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年、油圧ショベルやクレーンといった上部旋回体を備える建設機械では、周囲に位置する障害物を検出し、検出結果に応じて動作停止や警報を行うことで、上部旋回体と障害物との干渉を未然に防止する措置が採られている。

40

【0003】

特許文献 1 には、ミリ波レーダで検出した障害物が作業機械の周囲に設けられた衝突防止領域に位置することが検出され、且つ、障害物に近接する方向の操作が行われた場合、上部旋回体の動作を強制的に停止する技術が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2007 - 23486 号公報

50

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、特許文献1の技術において、検出範囲を拡げるために、上部旋回体に設けられたミリ波レーダの指向性を地面側に向けると、下部走行体が障害物として検出され、不要な動作停止や警報が頻発されるという問題が生じる。

【0006】

本発明の目的は、建設機械の構成要素が障害物として検出され、建設機械の動作停止が過剰に行われることを防止する障害物検出装置を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の一態様による障害物検出装置は、下部走行体と、前記下部走行体の上部に旋回可能に取り付けられた上部旋回体と備える建設機械の障害物検出装置であって、

前記上部旋回体に設けられ、前記建設機械の周囲に位置する物体の3次元位置を検出する物体検出部と、

前記上部旋回体の前記下部走行体に対する旋回角度を検出する角度検出部と、

前記検出された旋回角度に応じて、前記建設機械の構成要素を示す領域が除外されるように前記建設機械の周囲に設定された監視領域を設定し、前記設定した監視領域に、前記物体検出部により検出された物体が位置する場合、当該物体を障害物として判定する障害物判定部とを備える。

【0008】

例えば、障害物の検出範囲を拡げるために監視領域を広く設定すると、旋回角度によっては、建設機械に取り付けられている構成要素が、監視領域に入り込み、障害物として判定される可能性がある。そして、この構成要素が障害物として判定される都度、障害物と建設機械との干渉を回避するために、動作停止や警報といった干渉回避措置が実行されると、干渉回避措置が頻発され、オペレータの作業の妨げになってしまう。

【0009】

本態様では、旋回角度に応じて建設機械の構成要素を示す領域が除外されるように監視領域が設定されている。そのため、監視領域を広く設定したとしても、この構成要素が障害物として判定されることが防止され、干渉回避措置が頻発されることを防止できる。また、本態様では、旋回角度に応じて監視領域が設定されているので、物体検出部の検出領域内に入り込む構成要素が、旋回角度に応じて変動することを考慮に入れて監視領域を設定できる。

【0010】

上記態様において、前記障害物判定部は、前記検出された旋回角度に応じて、前記下部走行体が除外されるように、前記監視領域を設定してもよい。

【0011】

本態様によれば、旋回角度に応じて、下部走行体が除外されるように、監視領域が設定されているので、下部走行体が障害物として判定されることを防止できる。

【0012】

上記態様において、前記検出された旋回角度に基づいて、特定の動作をすることで、建設機械が障害物と衝突する可能性のある構成要素を判定し、前記判定した構成要素の前記特定の動作を停止させる停止制御部を更に備えてもよい。

【0013】

本態様によれば、特定の動作をすることで建設機械が障害物と衝突する可能性がある構成要素が判定され、判定された構成要素の特定の動作が停止される。そのため、オペレータが障害物を認識できていなくても、該当する構成要素の特定の動作が自動停止され、接触事故を未然に防止できる。

【0014】

上記態様において、前記物体検出部は、赤外線を照射する3次元測距センサで構成され

10

20

30

40

50

ていてもよい。

【0015】

本態様によれば、赤外線を照射する3次元測距センサで物体が検出されているため、距離コントラストから建設機械の周囲の物体の形状を把握することができる。そのため、温度や明るさに影響されることなく、物体の形状を把握できる。

【0016】

上記態様において、表示部を更に備え、

前記物体検出部は、前記建設機械の周囲の物体を距離に応じたコントラストで表した距離画像を取得し、

前記障害物判定部は、前記取得した距離画像から前記障害物以外を除去した障害物画像を前記表示部に表示させてもよい。

10

【0017】

距離画像は、可視画像とは異なり、距離に応じたコントラストを持つ画像であるため、距離画像を表示部にそのまま表示しても、どの物体が障害物であるかをオペレータに認識させることは困難である。

【0018】

本態様によれば、障害物のみ表示された障害物画像が表示部に表示されるので、どのような障害物が存在しているのかを、キャビンから出ることなくオペレータに認識させることができる。

【0019】

20

上記態様において、前記障害物判定部は、前記旋回角度に応じて、前記物体検出部の検出領域の画角を前記下部走行体が除外される予め定められた画角に設定することで、前記監視領域を変更してもよい。

【0020】

物体検出部の検出範囲内に入り込む下部走行体の領域は、旋回角度に応じて変化するが、物体検出部の画角をどのように設定すれば、検出領域から下部走行体を除去できるかは、下部走行体の形状や、物体検出部の位置から事前に特定できる。

【0021】

本態様によれば、旋回角度に応じて、物体検出部の画角が、下部走行体が入り込まないように予め定められた画角に設定されているので、下部走行体が障害物と判定されることを防止できる。

30

【0022】

上記態様において、前記物体検出部は、前記建設機械の周囲の物体を距離に応じたコントラストで表した距離画像を取得し、

前記障害物判定部は、前記旋回角度に応じて予め定められた前記下部走行体の領域が除外されるように、前記距離画像に監視領域を設定してもよい。

【0023】

物体検出部が取得した距離画像内に入り込む下部走行体の領域は、旋回角度に応じて変化するが、この領域は、下部走行体の形状や物体検出部の位置から事前に特定できる。

【0024】

40

本態様によれば、旋回角度に応じて予め定められた下部走行体の距離画像での領域が距離画像に設定され、設定された領域が除外されるように監視領域が設定されているので、下部走行体が障害物と判定されることを防止できる。

【0025】

前記監視領域は、前記上部旋回体の左方に設けられた第1監視領域と、前記上部旋回体の右方に設けられた第2監視領域とを備え、

前記停止制御部は、

前記障害物が前記第1及び第2監視領域の少なくとも一方に位置する場合、

前記上部旋回体が前記下部走行体と同一方向を向いていれば、前記上部旋回体の旋回動作のみを停止させ、

50

前記上部旋回体が前記下部走行体と同一方向を向いていなければ、前記旋回動作及び前記下部走行体の走行動作を停止させてもよい。

【0026】

障害物が第1又は第2監視領域に位置する場合において、上部旋回体が下部走行体と同一方向を向いているケース(1)では、下部走行体が前方又は後方に走行したとしても、建設機械が障害物と衝突する可能性は低いので、下部走行体の走行動作を停止させる必要はない。そこで、本態様では、ケース(1)において、上部旋回体の旋回動作のみを停止させている。

【0027】

一方、障害物が第1又は第2監視領域に位置する場合において、上部旋回体が下部走行体と同一方向を向いていないケース(2)では、上部旋回体が下部走行体からはみ出るので、走行動作及び旋回動作のいずれか一方が行われると、建設機械は障害物と衝突する可能性がある。そこで、本態様では、ケース(2)において、上部旋回体及び下部走行体の動作を停止させている。

10

【0028】

よって、本態様では、障害物との干渉の危険性が高い構成要素のみの動作を停止させることができ、過剰な動作制限を抑制できる。

【0029】

上記態様において、前記監視領域は、前記上部旋回体の後方に設けられた第3監視領域を更に備え、

20

前記停止制御部は、前記障害物が前記第3監視領域に位置する場合、前記上部旋回体が前記下部走行体に対して横向き姿勢をとっていないければ、前記走行動作のみを停止させてもよい。

【0030】

第3監視領域に障害物が位置する場合において、上部旋回体が下部走行体に対して横向き姿勢をとっていないケース(3)では、下部走行体が走行動作を行うと、建設機械は障害物と衝突する可能性がある。しかし、ケース(3)では旋回動作を行っても、建設機械が障害物と衝突する可能性が低い。そこで、本態様では、下部走行体の走行動作のみを停止させている。

【発明の効果】

30

【0031】

本発明によれば、建設機械の構成要素が障害物として検出され、建設機械の動作停止が過剰に行われることを防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【0032】

【図1】本発明の実施の形態における障害物検出装置が適用された建設機械の外観図である。

【図2】本発明の実施の形態における障害物検出装置の構成を示すブロック図である。

【図3】本発明の実施の形態における障害物検出装置の油圧回路を示す図である。

【図4】測距センサの構成の一例を示した図である。

40

【図5】図1に示す建設機械1を上側から見たときの外観図である。

【図6】上部旋回体が下部走行体に対して旋回したときの上面視における建設機械を示した外観図である。

【図7】建設機械の周囲に設定された監視領域を示す図である。

【図8】本発明の実施の形態における手法1の説明図である。

【図9】本発明の実施の形態における手法2の説明図である。

【図10】本発明の実施の形態における障害物検出装置の処理を示すフローチャートである。

【図11】本発明の変形例1における監視領域を示す図である。

【図12】本発明の変形例2における監視領域を示す図である。

50

【発明を実施するための形態】**【0033】**

以下添付図面を参照しながら、本発明の実施の形態について説明する。なお、以下の実施の形態は、本発明を具体化した例であって、本発明の技術的範囲を限定する性格のものではない。

【0034】

図1は、本発明の実施の形態における障害物検出装置が適用された建設機械1の外観図である。建設機械1は、油圧ショベルで構成されているが、これは一例であり、クレーン等の上部旋回体を備える建設機械であればどのような建設機械が採用されてもよい。

【0035】

建設機械1は、クローラ式の下部走行体2と、下部走行体2上に巡回可能に設けられた上部旋回体3と、上部旋回体3に取り付けられた作業装置4とを備えている。

【0036】

作業装置4は、上部旋回体3に対して起伏可能に取り付けられたブーム15と、ブーム15の先端部に対して揺動可能に取り付けられたアーム16と、アーム16の先端部に対して揺動可能に取り付けられたバケット17とを備えている。

【0037】

また、作業装置4は、上部旋回体3に対してブーム15を起伏させるブームシリンダ18と、ブーム15に対してアーム16を揺動させるアームシリンダ19と、アーム16に対してバケット17を揺動させるバケットシリンダ20とを備えている。上部旋回体3は、オペレータが搭乗するキャビン3Cを備えている。

【0038】

図2は、本発明の実施の形態における障害物検出装置の構成を示すブロック図である。建設機械1は、測距センサ40（物体検出部の一例）、角度センサ210、制御部220、表示部230、走行停止弁241、242、及び巡回停止弁251、252を備える。

【0039】

測距センサ40は、上部旋回体3に設けられた3次元測距センサで構成され、建設機械1の周囲に位置する物体の3次元位置を検出する。測距センサ40は、例えば、一定の時間毎（例えば30fps）で赤外線を照射し、赤外線を照射してから反射光を受信するまでの時間を画素単位で計測するTOF（Time of flight）方式の3次元測距センサで構成されている。そして、測距センサ40は、建設機械1の周辺環境の距離分布を距離に応じたコントラストで示す距離画像を30fpsのフレームレートで取得する。

【0040】

ここでは、測距センサ40としては、ステレオカメラが採用されてもよい。

【0041】

測距センサ40は、図5に示すように、上面視において、上部旋回体3の左側面3Lに設けられた測距センサ4Lと、上部旋回体3の右側面3Rに設けられた測距センサ4Rと、上部旋回体3の後側面3Bに設けられた測距センサ4Bとを備える。

【0042】

角度センサ210は、例えば、レゾルバで構成され、下部走行体2に対する上部旋回体3の巡回角度を検出する。

【0043】

制御部220は、例えば、マイクロコントローラで構成され、障害物判定部221及び停止制御部222を備える。障害物判定部221及び停止制御部222は、例えば、CPUがプログラムを実行することで実現されてもよいし、専用のハードウェア回路で実現されてもよい。

【0044】

障害物判定部221は、測距センサ40により検出された物体が、オペレータの死角を含む領域に設定された監視領域に位置する場合、検出された物体を障害物として判定する

10

20

30

40

50

。そして、障害物判定部 2 2 1 は、角度センサ 2 1 0 により検出された旋回角度に応じて、下部走行体 2 を示す領域が除外されるように監視領域を変更する。

【 0 0 4 5 】

停止制御部 2 2 2 は、角度センサ 2 1 0 により検出された旋回角度に基づいて、下部走行体 2 及び上部旋回体 3 の少なくとも一方の構成要素のうち、動作することで、建設機械 1 が障害物と衝突する可能性のある構成要素を判定し、判定した構成要素の動作を停止させる。

【 0 0 4 6 】

表示部 2 3 0 は、液晶ディスプレイ等の表示装置で構成され、距離画像から障害物以外の画像が除去された障害物画像を表示すると共に、建設機械に対してどの位置に障害物が存在するかを示す俯瞰画像とを表示する。また、表示部 2 3 0 は、スピーカを備え、障害物が存在すると判定された場合、スピーカから警報音を出力させる。

10

【 0 0 4 7 】

走行停止弁 2 4 1 は、例えば、電磁比例弁で構成され、停止制御部 2 2 2 から自動停止の制御指令が出力されると、下部走行体 2 の前進動作を強制的に停止させる。走行停止弁 2 4 2 は、例えば、電磁比例弁で構成され、停止制御部 2 2 2 から自動停止の制御指令が出力されると、下部走行体 2 の後進動作を強制的に停止させる。

【 0 0 4 8 】

旋回停止弁 2 5 1 は、例えば、電磁比例弁で構成され、停止制御部 2 2 2 から自動停止の制御指令が出力されると、上部旋回体 3 の右旋回動作を強制的に停止させる。旋回停止弁 2 5 2 は、例えば、電磁比例弁で構成され、停止制御部 2 2 2 から自動停止の制御指令が出力されると、上部旋回体 3 の左旋回動作を強制的に停止させる。

20

【 0 0 4 9 】

図 3 は、本発明の実施の形態における障害物検出装置の油圧回路を示す図である。図 3 は、下部走行体 2 の油圧回路が示されている。この油圧回路は、操作部 3 1、走行停止弁 2 4 1、2 4 2、コントロールバルブ 3 4、油圧ポンプ 3 5、走行モータ 3 6、圧力センサ 3 7、3 8 を備える。そして、この油圧回路では、操作部 3 1 の操作量に応じたパイロット圧をコントロールバルブ 3 4 に供給し、コントロールバルブ 3 4 が、パイロット圧に応じて、油圧ポンプ 3 5 から供給される作動油の流量及び方向を制御し、走行モータ 3 6 がコントロールバルブ 3 4 から供給される作動油に従って作動する。

30

【 0 0 5 0 】

コントロールバルブ 3 4 は、パイロットポート 3 4 a、3 4 b を有するパイロット切替弁を備える。コントロールバルブ 3 4 は、パイロットポート 3 4 a にパイロット圧が供給されると、油圧管路 5 1 a を通じて走行モータ 3 6 のポート 3 6 a に作動油を供給する。一方、コントロールバルブ 3 4 は、パイロットポート 3 4 b にパイロット圧が供給されると、油圧管路 5 1 b を通じて走行モータ 3 6 のポート 3 6 b に作動油を供給する。

【 0 0 5 1 】

操作部 3 1 は、操作レバー 3 1 a を含むリモコン弁で構成され、操作レバー 3 1 a の操作量に応じたパイロット圧を出力する。ここで、操作部 3 1 は、操作レバー 3 1 a が下部走行体 2 を前進させる方向に操作されると、操作量に応じたパイロット圧をパイロット管路 3 9 a を通じてパイロットポート 3 4 a に入力する。一方、操作部 3 1 は、操作レバー 3 1 a が下部走行体 2 を後進させる方向に操作されると、操作量に応じたパイロット圧をパイロット管路 3 9 b を介してパイロットポート 3 4 b に出力する。

40

【 0 0 5 2 】

走行モータ 3 6 は、油圧モータで構成され、ポート 3 6 a に作動油が供給されると、下部走行体 2 を前進させ、ポート 3 6 b に作動油が供給されると、下部走行体 2 を後進させる。

【 0 0 5 3 】

走行停止弁 2 4 1 は、パイロット管路 3 9 a に設けられている。走行停止弁 2 4 2 は、パイロット管路 3 9 b に設けられている。走行停止弁 2 4 1 は、制御部 2 2 0 から自動停

50

止の制御指令が出力されると、パイロット管路 39 a を遮断して、パイロットポート 34 a へのパイロット圧の入力を阻止する。これにより、前進操作が入力されても、前進動作は行われない。走行停止弁 242 は、制御部 220 から自動停止の制御指令が出力されると、パイロット管路 39 b を遮断して、パイロットポート 34 b へのパイロット圧の入力を阻止する。これにより、後進操作が入力されても後進動作は行われない。

【0054】

圧力センサ 37、38 は、それぞれ、パイロット管路 39 a、39 b に設けられ、パイロット圧を検出し、制御部 220 に出力する。このパイロット圧は、制御部 220 が操作部 31 においてオペレータの操作が入力されているか否かを判断する際に用いられる。

【0055】

以上、下部走行体 2 の油圧回路を説明したが、上部旋回体 3 を旋回動作させる油圧回路も図 3 と同一構成が採用される。この場合、図 3 において、走行モータ 36 が旋回モータとなり、操作部 31 が旋回操作を入力するための操作部となり、走行停止弁 241 が右旋回を自動停止させるための旋回停止弁となり、走行停止弁 242 が左旋回を自動停止させるための旋回停止弁となる。

【0056】

図 5 は、図 1 に示す建設機械 1 を上側から見たときの外観図である。図 5 において、前方向は下部走行体 2 の前進方向を指し、後方向は下部走行体 2 の後進方向を指す。以下、前方向と後方向とを総称する方向を、前後方向と呼ぶ。左方向は下部走行体 2 を後方から前方に見たときの左側の方向を指し、右方向は下部走行体 2 を後方から前方に見たときの右側の方向を指す。以下、右方向と左方向とを総称する方向を、左右方向と呼ぶ。

【0057】

上部旋回体 3 は、上面視において、四角形状を持ち、前側面 3 F、左側面 3 L、右側面 3 R、及び後側面 3 B を備える。前側面 3 F には前方に向けて作業装置 4 が延設されている。左側面 3 L の前後方向のほぼ中間位置には測距センサ 4 L が設けられている。右側面 3 R の前後方向のほぼ中間位置には測距センサ 4 R が設けられている。この例では、測距センサ 4 L、4 R は、上部旋回体 3 において左右対称に取り付けられている。後側面 3 B の左右方向のほぼ中間位置には測距センサ 4 B が設けられている。

【0058】

キャビン 3 C は、上面視において、上部旋回体 3 の左上に配置され、オペレータが搭乗する。上述した表示部 230 及び操作部 31 はキャビン 3 C 内に設けられている。

【0059】

図 6 は、上部旋回体 3 が下部走行体 2 に対して旋回したときの上面視における建設機械 1 を示した外観図である。旋回角度 θ は、下部走行体 2 の前方の方向 H1 に対する、上部旋回体 3 の前方の方向 H2 の角度によって規定される。方向 H1 は、前後方向と平行である。方向 H2 は、上部旋回体 3 の長手方向であり、前側面 3 F と直交する方向である。以下、方向 H1 と方向 H2 とが同一方向を向いている場合、旋回角度 θ を 0 度とする。また、上部旋回体 3 の右旋回量が増大するにつれて、旋回角度 θ はプラス方向に増大し、上部旋回体 3 の左旋回量が増大するにつれて、旋回角度 θ はマイナス方向に増大するものとする。

【0060】

図 7 は、建設機械 1 の周囲に設定された監視領域 R - 1、R - 2、R - 3 を示す図である。以下、監視領域 R - 1、R - 2、R - 3 を総称する場合、監視領域 R と記述する。図 7 のセクション (a) は上面視からの監視領域 R を示し、セクション (b) は側面視からの監視領域 R を示す。

【0061】

監視領域 R は、オペレータが直接目視することが困難な領域に設定されている。図 7 では、旋回角度 $\theta = 0$ 度の場合に設定される監視領域 R が示されている。図 7 のセクション (a) に示すように、監視領域 R - 1 は、上部旋回体 3 の右方に設けられた監視領域 R であり、測距センサ 4 R が物体を検出することができる検出領域内に設定される。このこと

10

20

30

40

50

は、他の監視領域 R - 2、R - 3 も同じである。

【 0 0 6 2 】

監視領域 R - 1 は、上面視において、前方の辺 K 1 は、前側面 3 F と面一に設定され、内側の辺 K 2 は右側面 3 R に沿って設定され、外側の辺 K 3 は後方に向けて左右方向の幅が短くなるように湾曲した形状に設定されている。なお、辺 K 3 は、上部旋回体 3 の左旋回時の右下の頂点 C 1 の軌跡に沿った形状を有している。これは、上部旋回体 3 が左旋回をした時に、辺 K 3 の外側の領域に位置する物体は上部旋回体 3 と衝突する可能性が低いことを考慮したためである。

【 0 0 6 3 】

監視領域 R - 2 は、上部旋回体 3 の左方に設けられた監視領域 R である。監視領域 R - 2 は、上面視において、監視領域 R - 1 と左右対称な形状を持っている。

10

【 0 0 6 4 】

監視領域 R - 3 は、上部旋回体 3 の後方に設けられた監視領域 R である。監視領域 R - 3 は、上面視において、四角形状に設定されており、左右方向の幅は、後側面 3 B の左右方向の幅よりも多少大きな長さに設定されている。

【 0 0 6 5 】

監視領域 R - 3 が四角形状に設定されているのは、上面視において、後側面 3 B が左右方向と平行であることを考慮したためである。したがって、後側面 3 B が湾曲した形状を持つのであれば、監視領域 R - 3 は、後側面 3 B の形状に沿って湾曲させればよい。

【 0 0 6 6 】

20

図 7 のセクション (b) に示すように、監視領域 R - 1 は、側面視において、測距センサ 4 R を上側の頂点とする三角形の形状を持ち、画角 θ の中心線 L 1 が地面に向かうように右斜め下方に設定されている。なお、中心線 L 1 は、左方向視において、上下方向を向いている。監視領域 R - 1 を後方から前方に見た場合の監視領域 R - 1 が側面視の監視領域 R - 1 である。図 7 のセクション (b) の例では、監視領域 R - 1 は、例えば、中心線 L 1 で 2 等分されるように画角 θ が設定されている。監視領域 R - 1 は、側面視において、下方の辺 K 5 は地面と平行に設定され、内側の辺 K 6 は下部走行体 2 と接しないように右斜め下方を向くように設定され、外側の辺 K 7 は辺 K 6 と画角 θ を挟んで右斜め下方を向くように設定されている。

【 0 0 6 7 】

30

図 7 のセクション (b) に示すように、監視領域 R - 2 は、側面視において、監視領域 R - 1 と左右対称に設定されている。すなわち、監視領域 R - 2 は、側面視において、測距センサ 4 L を頂点とし、画角 θ の中心線 L 2 が左斜め下方を向くように設定されている。

【 0 0 6 8 】

側面視における監視領域 R - 3 は、図示は省略しているが、監視領域 R - 1、R - 2 と同様、中心線が右斜め後方を向くように設定された三角形の形状を持つ。

【 0 0 6 9 】

上述のように、障害物判定部 2 2 1 は、角度センサ 2 1 0 により検出された旋回角度に応じて、下部走行体 2 を示す領域が除外されるように監視領域を設定するが、本実施の形態では、障害物判定部 2 2 1 は、下記の 2 つの手法を用いて、これを実現する。

40

【 0 0 7 0 】

(手法 1)

手法 1 では、障害物判定部 2 2 1 は、旋回角度 θ に応じて、下部走行体が除外される予め定められた画角に、測距センサ 4 0 の画角を設定する。

【 0 0 7 1 】

図 8 は、手法 1 の説明図であり、上部旋回体 3 が旋回角度 θ (> 0) で旋回したときの監視領域 R を示す図である。図 8 のセクション (a) は上面視からの監視領域 R を示し、セクション (b) は上部旋回体 3 を後方から前方を見たときの監視領域 R を示す。

【 0 0 7 2 】

50

図 8 のセクション (a) に示すように、上部旋回体 3 が旋回した場合、監視領域 R - 1 は、上面視において、下部走行体 2 の全域を覆うサイズの四角形の形状を持つ。横辺 K 8 は、上部旋回体 3 から右方向にはみ出た下部走行体 2 の横方向の長さに、多少のマージンを加えた長さを持つ。縦辺 K 9 は、右側面 3 R の縦方向の長さと同じ長さを持つ。

【 0 0 7 3 】

監視領域 R - 2 は、上面視において、監視領域 R - 1 と左右対称な四角形の形状を持つ。監視領域 R - 3 は、上面視において、図 7 のセクション (a) の監視領域 R - 3 と同じである。

【 0 0 7 4 】

図 8 のセクション (a) の例では、上部旋回体 3 は、下部走行体 2 に対して、右側の方が左側より横方向に多くはみ出ているので、監視領域 R - 1 のサイズと同一サイズに監視領域 R - 2 が設定されている。上部旋回体 3 に対する、上部旋回体 2 の横方向にはみ出た量が、左側の方が右側よりも多ければ、監視領域 R - 2 のサイズと同一サイズに監視領域 R - 1 が設定される。

【 0 0 7 5 】

図 8 のセクション (b) に示すように、手法 1 では、側面視において、監視領域 R - 1 は、下部走行体 2 と重ならないように画角 が設定されている。具体的には、監視領域 R - 1 は、辺 K 6 が下部走行体 2 の少し外側を通るように画角 が設定されている。

【 0 0 7 6 】

側面視において、監視領域 R - 2 は、監視領域 R - 1 と左右対称に設定されている。ここで、上部旋回体 3 に対して、下部走行体 2 の横方向にはみ出た量が、右側の方が左側よりも多ければ、監視領域 R - 1 のサイズを基準に監視領域 R - 2 は設定されればよい。一方、上部旋回体 3 に対して、下部走行体 2 の横方向にはみ出た量が、左側の方が右側よりも多ければ、監視領域 R - 2 のサイズを基準に監視領域 R - 1 は設定されればよい。

【 0 0 7 7 】

なお、図 8 の例では、上部旋回体 3 が旋回しても、下部走行体 2 が上部旋回体 3 の後方にはみ出る量は僅かであるので、監視領域 R - 3 の画角 は変更されていない。但し、これは一例であり、監視領域 R - 3 も、監視領域 R - 1、R - 2 と同様、下部走行体 2 が含まれないように画角が設定されてもよい。

【 0 0 7 8 】

上部旋回体 3 に対し、下部走行体 2 がはみ出る領域は、旋回角度 に応じて変化するが、この領域の大きさは予め測定により知ることができる。そこで、本実施の形態では、障害物判定部 2 2 1 は、旋回角度 と、下部走行体 2 が監視領域 R と重ならない画角 との関係が予め対応付けられたテーブルを記憶しておき、このテーブルを参照して、旋回角度 に応じた画角 を設定すればよい。

【 0 0 7 9 】

なお、図 8 のセクション (b) の例では、監視領域 R - 1 及び監視領域 R - 2 は左右対称に設定されているが、これは一例である。例えば、監視領域 R - 1 及び監視領域 R - 2 は、それぞれ、下部走行体 2 と重ならないように、個別に画角 R、L が設定されてもよい。

【 0 0 8 0 】

この場合、障害物判定部 2 2 1 は、旋回角度 と、画角 R、L とがそれぞれ対応付けられたテーブルを用いて、画角 R、L を決定すればよい。

【 0 0 8 1 】

図 4 は、測距センサ 4 0 の開口部 4 0 5 付近の構成の一例を示した図である。測距センサ 4 0 は、光源 4 0 1、レンズ 4 0 2、及び左右一対のシャッター 4 0 3、4 0 4 を備える。光源 4 0 1 は、例えば、赤外線を照射する発光ダイオードで構成されている。レンズ 4 0 2 は、光源 4 0 1 から照射された赤外光を拡散させる。レンズ 4 0 2 を通過した赤外光は、シャッター 4 0 3、4 0 4 により両端の一部が遮られて、開口部 4 0 5 から外部に照射される。

10

20

30

40

50

【 0 0 8 2 】

シャッター 4 0 3、4 0 4 は、図略のアクチュエータからの動力を受けて、矢印で示す横方向にスライド自在に配置されている。ここで、シャッター 4 0 3、4 0 4 は、アクチュエータが順方向に回転すると、例えば、左右均等に近づいていき、アクチュエータが逆方向に回転すると、左右均等に遠ざかっていくように構成されている。

【 0 0 8 3 】

したがって、障害物判定部 2 2 1 は、画角 θ を狭めるときはアクチュエータを順方向に回転させ、画角 θ を広げるときはアクチュエータを逆方向に回転させることで、画角 θ を調整すればよい。

【 0 0 8 4 】

(手法 2)

手法 2 では、障害物判定部 2 2 1 は、旋回角度 α に応じて予め定められた下部走行体 2 の領域が除外されるように、距離画像に監視領域 R を設定する。手法 2 では、測距センサ 4 0 の画角 θ は調整されない。

【 0 0 8 5 】

図 9 は、手法 2 の説明図であり、上部旋回体 3 が旋回角度 α (> 0) で旋回したときの監視領域 R を示す図である。図 9 のセクション (a) は上面視からの監視領域 R を示し、セクション (b) は後方から前方を見たときの監視領域 R を示す。図 9 のセクション (a) に示すように、監視領域 R - 1、R - 2 は、上面視において、図 8 のセクション (a) と同様、左右対称の四角形の外周形状を持っている。

【 0 0 8 6 】

この例では、上部旋回体 3 は、右回りに旋回角度 α だけ旋回しているので、下部走行体 2 は、右側のクローラの後端側が、右斜め下方に向けて右側面 3 R からはみ出ており、左側のクローラの後端側が、右斜め下方に向けて後側面 3 B からはみ出ており、右側のクローラの前端側が、左斜め上方に向けて左側面 3 L からはみ出ている。

【 0 0 8 7 】

そこで、図 9 のセクション (a) に示すように、上部旋回体 3 からはみ出た下部走行体 2 の領域に除外領域 D - 1、D - 2、D - 3 が設定され、除外領域 D - 1、D - 2、D - 3 が、それぞれ、監視領域 R - 1、R - 2、R - 3 から除外されている。以下、除外領域 D - 1、D - 2、D - 3 を総称する場合、除外領域 D と記述する。

【 0 0 8 8 】

また、図 9 のセクション (b) に示すように、監視領域 R - 1、R - 2 は、側面視において、図 7 のセクション (b) と同様、左右対称な三角形の外周形状を持っている。下部走行体 2 の右側のクローラは後端側が上部旋回体 3 からはみ出しており、左側のクローラは前端側が上部旋回体 3 からはみ出している。

【 0 0 8 9 】

そこで、図 9 のセクション (b) に示すように、上部旋回体 3 からはみ出た下部走行体 2 の領域に除外領域 D - 1、D - 2 が設定され、除外領域 D - 1、D - 2 が除外されるように監視領域 R - 1、R - 2 が設定されている。

【 0 0 9 0 】

図 9 から分かるように、除外領域 D は、それぞれ、上部旋回体 3 からはみ出た下部走行体 2 の部分を覆うような 3 次元形状を持っている。ここで、旋回角度 α が分かれば、測距センサ 4 0 の座標空間において、どの領域が除外領域 D に該当するかは、下部走行体 2 の形状や、測距センサ 4 0 の取り付け位置から事前に求めることができる。そこで、障害物判定部 2 2 1 は、測距センサ 4 R、4 L、4 B のそれぞれの距離画像において、旋回角度 α と、除外領域 D - 1、D - 2、D - 3 が除去された監視領域 R - 1、R - 2、R - 3 との関係が対応付けられたテーブルを備えておき、このテーブルを参照することで、旋回角度 α に応じた監視領域 R を設定すればよい。

【 0 0 9 1 】

図 1 0 は、本発明の実施の形態における障害物検出装置の処理を示すフローチャートで

10

20

30

40

50

ある。このフローチャートは、例えば、測距センサ40により取得された距離画像において、障害物判定部221が物体を検出した場合に実行される。

【0092】

まず、角度センサ210は、旋回角度を検出する(S101)。次に、障害物判定部221は、旋回角度に応じた監視領域R-1、R-2、R-3を設定する。ここで、手法1が採用されるのであれば、下部走行体2が含まれないように画角が調整されることで監視領域R-1、R-2、R-3が設定される。また、手法2が採用されるのであれば、距離画像において、除外領域D-1、D-2、D-3が除外されるように監視領域R-1、R-2、R-3が設定される。

【0093】

次に、障害物判定部221は、監視領域R-1若しくはR-2に物体が侵入したか否かを判定する(S103)。ここで、障害物判定部221は、距離画像において、距離が連続する一群の画素群を1つの物体として検出し、その物体の一部が監視領域R-1若しくはR-2に侵入していれば、その物体が監視領域R-1若しくはR-2に侵入したと判定すればよい。そして、障害物判定部221は、監視領域R-1若しくはR-2に侵入した物体を障害物として判定する。このことは、監視領域R-3においても同じである。

【0094】

監視領域R-1若しくはR-2に物体が侵入していれば(S103でYES)、障害物判定部221は、上部旋回体3と下部走行体2とは同じ方向を向いているか否かを判定する(S106)。ここで、同じ方向とは、旋回角度が実質的に0度であることを指す。実質的に0度とは旋回角度が0度に限定されず、0度に対してプラス方向、マイナス方向に一定のマージンを加えた角度範囲を含むことを意味する。マージンとしては、例えば、図6のセクション(a)に示すように、上部旋回体3が多少旋回しても、上部旋回体3が下部走行体2から左右方向にはみ出さない程度の角度が採用できる。

【0095】

上部旋回体3と下部走行体2とが同じ方向を向いていなければ(S106でNO)、停止制御部222は、下部走行体2及び上部旋回体3のいずれか一方が動作すると、建設機械1と障害物と衝突する可能性があるとして判定し、下部走行体2の走行動作及び上部旋回体3の旋回動作を自動停止させる(S107)。ここで、停止制御部222は、自動停止の制御信号を走行停止弁241、242と旋回停止弁251、252とに出力することで、走行動作及び旋回動作を停止させればよい。

【0096】

上部旋回体3と下部走行体2とが同じ方向を向いていれば(S106でYES)、停止制御部222は、上部旋回体3が動作すると、建設機械1が障害物と衝突する可能性があるとして判定し、上部旋回体3のみを自動停止させる(S108)。ここで、停止制御部222は、旋回停止弁251、252に自動停止の制御信号を出力することで、上部旋回体3を自動停止させればよい。

【0097】

図7のセクション(a)に示すように、障害物が監視領域R-1若しくはR-2に位置する場合において、上部旋回体3と下部走行体2とが同じ方向を向いているケース(1: S106でYES)では、下部走行体2が前方又は後方に走行したとしても、建設機械1は障害物と衝突する可能性は低いので、下部走行体2の走行動作を停止させる必要はない。

【0098】

そこで、本実施の形態では、ケース(1)の場合、上部旋回体3の旋回動作のみを自動停止させている(S108)。

【0099】

一方、図8のセクション(a)を参照し、障害物が監視領域R-1若しくはR-2に位置する場合において、上部旋回体3と下部走行体2とが同一方向を向いていないケース(2: S106でNO)では、下部走行体2が上部旋回体3からはみ出るので、走行動作及

10

20

30

40

50

び旋回動作のいずれか一方が行われると、建設機械 1 は障害物と衝突する可能性がある。

【 0 1 0 0 】

そこで、本実施の形態では、ケース (2) の場合、上部旋回体 3 及び下部走行体 2 の動作を共に停止させている (S 1 0 7) 。

【 0 1 0 1 】

物体が監視領域 R - 1 若しくは R - 2 に侵入していないが (S 1 0 3 で N O)、監視領域 R - 3 に侵入していれば (S 1 0 4 で Y E S)、障害物判定部 2 2 1 は、その物体を障害物と判定し、上部旋回体 3 と下部走行体 2 とが横向き姿勢をとっているかを判定する (S 1 0 5)。ここで、横向き姿勢とは、旋回角度 の絶対値が実質的に 9 0 度であることを指す。実質的に 9 0 度とは旋回角度 の絶対値が 9 0 度に限定されず、9 0 度に対して、プラス方向、マイナス方向に一定のマージンを加えた角度範囲が含まれることを意味する。マージンとしては、例えば、1 ~ 1 0 度の範囲内の角度が採用できるがこれは一例である。

10

【 0 1 0 2 】

図 8 のセクション (a) に示すように、監視領域 R - 3 に障害物が位置する場合において、上部旋回体 3 が下部走行体 2 に対して横向き姿勢をとっていないケース (3 : S 1 0 5 で N O) では、下部走行体 2 が走行動作を行うと、建設機械 1 は障害物と衝突する可能性がある。しかし、ケース (3) では旋回動作を行っても、建設機械 1 が障害物と衝突する可能性が低い。そこで、本実施の形態では、ケース (3) において、停止制御部 2 2 2 は、下部走行体 2 が動作すると、建設機械 1 が障害物と衝突する可能性があるとして判定し、下部走行体 2 の走行動作のみを停止させている (S 1 0 9) 。

20

【 0 1 0 3 】

一方、図 8 のセクション (a) から類推すれば分かるように、監視領域 R - 3 に障害物が位置する場合において、上部旋回体 3 が下部走行体 2 に対して横向き姿勢をとっているケース (4 : S 1 0 5 で Y E S) では、下部走行体 2 が走行動作を行っても、上部旋回体 3 の後方に下部走行体 2 ははみ出していないので、旋回動作及び走行動作のいずれか一方又は両方が行われたとしても、建設機械 1 は障害物と衝突する可能性は低い。

【 0 1 0 4 】

そこで、本実施の形態では、ケース (4) の場合、走行動作及び旋回動作は共に自動停止されず、処理は S 1 0 1 に戻される。

30

【 0 1 0 5 】

また、物体が監視領域 R - 1、R - 2、R - 3 のいずれにも侵入していなければ (S 1 0 3 で N O、S 1 0 4 で N O)、処理は S 1 0 1 に戻され、物体の監視が継続される。

【 0 1 0 6 】

S 1 1 0 では、障害物判定部 2 2 1 は、測距センサ 4 0 が取得した距離画像から障害物以外の領域が除去された障害物画像と、建設機械 1 に対する障害物の相対的な位置を示す俯瞰画像とを表示部 2 3 0 にする。

【 0 1 0 7 】

ここで、障害物判定部 2 2 1 は、測距センサ 4 L、4 R、4 B がそれぞれ取得した距離画像を繋ぎ合わせ、障害物と判定した物体以外の物体を除去することで障害物画像を生成し、表示部 2 3 0 に表示させればよい。距離画像は、可視画像とは異なり、距離に応じたコントラストを持つ画像であるため、距離画像を表示部 2 3 0 にそのまま表示しても、どの物体が障害物であるかをオペレータに認識させることは困難である。そこで、本実施の形態では、障害物以外の物体を除去することで障害物画像を生成し、表示部 2 3 0 に表示させている。これにより、障害物のシルエットが明確化され、オペレータは障害物が何であるかを即座に判断できる。

40

【 0 1 0 8 】

障害物画像では、障害物のみが表示されているので、オペレータは、障害物が建設機械 1 に対してどの場所に位置にするのかを認識できない。そこで、本実施の形態では、障害物画像と合わせて俯瞰画像を生成し、表示部 2 3 0 に表示させている。

50

【 0 1 0 9 】

ここで、障害物判定部 2 2 1 は、測距センサ 4 0 で取得された距離画像から、建設機械 1 に対する障害物の相対的な位置を算出する。そして、障害物判定部 2 2 1 は、上面視の建設機械 1 の画像を含み、その画像の周囲に障害物を示すマークがマーキングされた俯瞰画像を生成し、表示部 2 3 0 に表示させればよい。なお、表示部 2 3 0 は、表示領域を 2 つに分け、一方の表示領域に障害物画像を表示させ、他方の表示領域に俯瞰画像を表示させればよい。

【 0 1 1 0 】

このように、障害物画像に合わせて俯瞰画像を表示することで、オペレータは建設機械 1 に対して、どの位置にどのような障害物が存在するかを速やかに認識できる。

10

【 0 1 1 1 】

次に、障害物判定部 2 2 1 は、監視領域 R から障害物が無くなったか否かを確認する (S 1 1 1)。監視領域 R から障害物が無くなっていけば (S 1 1 1 で Y E S)、障害物判定部 2 2 1 は、リセット処理を実行し (S 1 1 2)、処理を終了する。一方、監視領域 R から障害物が無くなっていなければ (S 1 1 1 で N O)、処理が S 1 0 3 に戻され、監視領域 R から障害物が無くなるまで S 1 0 3 ~ S 1 1 1 の処理が繰り返される。S 1 1 1 では、例えば、障害物が人物であれば、オペレータがその人物に注意喚起を行うことで、障害物が監視領域 R から除去される。また、障害物が人物でなければ、オペレータが障害物を移動させる或いは建設機械 1 を移動させることで、障害物が監視領域 R から除去される。

20

【 0 1 1 2 】

S 1 1 2 のリセット処理では、例えば、S 1 0 2 で設定された監視領域 R を解除する処理が行われる。以降、障害物判定部 2 2 1 は、測距センサ 4 0 が取得する距離画像から建設機械 1 の周囲をモニタし、何らかの物体を検出すると、図 1 0 のフローチャートを開始する。

【 0 1 1 3 】

このように、本実施の形態によれば、旋回角度 に応じて下部走行体 2 を示す領域が除外されるように監視領域 R が設定されている。そのため、監視領域 R を広く設定したとしても、この下部走行体 2 が障害物として判定されることが防止され、建設機械 1 を自動停止させたり、警報を報知するといった干渉回避措置が頻発されることを防止できる。

30

【 0 1 1 4 】

なお、本発明は以下の変形例が採用できる。

【 0 1 1 5 】

(1) 変形例 1

図 1 1 は、本発明の変形例 1 における監視領域 R - 3 を示す図である。図 1 1 の建設機械 1 は、下部走行体 2 の上下方向の長さが上部旋回体 3 の上下方向の長さよりも長い。そのため、上部旋回体 3 が下部走行体 2 と同じ方向を向いている場合であっても、下部走行体 2 の後端側が上部旋回体 3 の後側面 3 B からはみ出ている。

【 0 1 1 6 】

この場合、障害物判定部 2 2 1 は、右側のクローラの後側面 3 B からはみ出た部分を含む除外領域 D - 4 と、左側のクローラの後側面 3 B からはみ出た部分を含む除外領域 D - 5 とが除去されるように、監視領域 R - 3 を設定すればよい。ここで、除外領域 D - 4、D - 5 は旋回角度 に応じて変化するが、旋回角度 と除外領域 D - 4、D - 5 との関係は事前に分かる。そこで、障害物判定部 2 2 1 は、旋回角度 と除外領域 D - 4、D - 5 が除去された監視領域 R - 3 との関係が予め対応付けられたテーブルを備え、このテーブルを参照することで、監視領域 R - 3 を設定すればよい。

40

【 0 1 1 7 】

(2) 変形例 2

図 1 2 は、本発明の変形例 2 における監視領域 R を示す図である。図 1 2 において、セクション (a) は上面視の監視領域 R - 1、R - 2 を示し、セクション (b) は後方から

50

前方に向けて建設機械 1 を見たときの監視領域 R - 1、R - 2 を示している。図 1 2 では、上部旋回体 3 と下部走行体 2 とは旋回角度 が 9 0 度であり、上部旋回体 3 は下部走行体 2 に対して横向き姿勢をとっている。

【 0 1 1 8 】

図 1 2 のセクション (a) を参照する。上部旋回体 3 の後方に障害物が存在している場合において、旋回角度 が 9 0 度であれば、下部走行体 2 が前後方向に移動する、或いは、上部旋回体 3 が旋回しても、建設機械 1 が障害物と衝突する可能性は低い。この場合、上部旋回体 3 の後方に監視領域 R - 3 を設定する必要はない。

【 0 1 1 9 】

そこで、変形例 2 では、上部旋回体 3 が下部走行体 2 に対して横向き姿勢をとっている場合、監視領域 R - 1、R - 2 のみ設定し、監視領域 R - 3 を設定しないようにしている。これにより、監視領域 R - 3 に物体が侵入したか否かを判定する処理が不要となり、処理負担を軽減できる。

10

【 0 1 2 0 】

なお、図 1 2 のセクション (b) に示すように、変形例 2 では、監視領域 R - 1、R - 2 は、図 8 のセクション (b) と同様、下部走行体 2 が含まれないように画角 が設定されている。

【 0 1 2 1 】

(3) 変形例 3

監視領域 R - 1 若しくは R - 2 と、監視領域 R - 3 とのそれぞれに障害物が侵入した場合、停止制御部 2 2 2 は、旋回角度 に拘わらず、旋回動作と走行動作との両方を自動停止させてもよい。

20

【 符号の説明 】

【 0 1 2 2 】

D - 1、D - 2、D - 3、D - 4、D - 5 除外領域

R - 1、R - 2、R - 3 監視領域

旋回角度

画角

1 建設機械

2 下部走行体

3 上部旋回体

3 B 後側面

3 F 前側面

3 L 左側面

3 R 右側面

4 0 測距センサ

2 1 0 角度センサ

2 2 0 制御部

2 2 1 障害物判定部

2 2 2 停止制御部

2 3 0 表示部

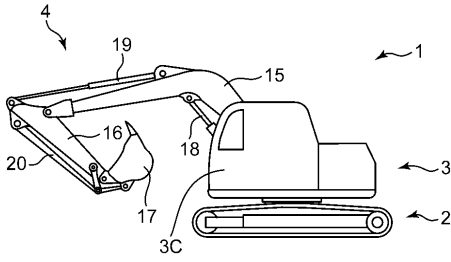
2 4 1, 2 4 2 走行停止弁

2 5 1, 2 5 2 旋回停止弁

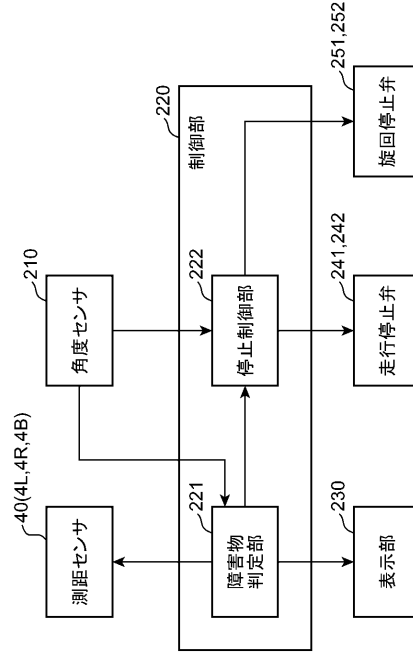
30

40

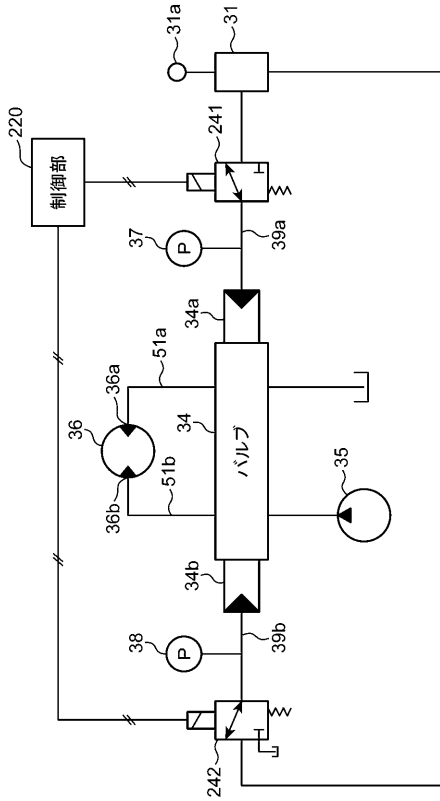
【図1】



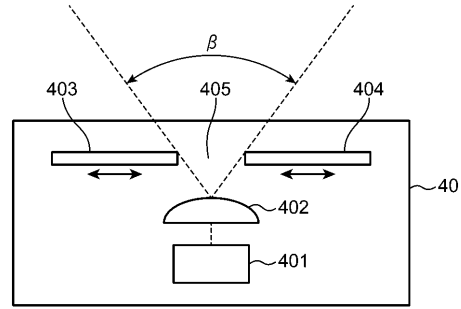
【図2】



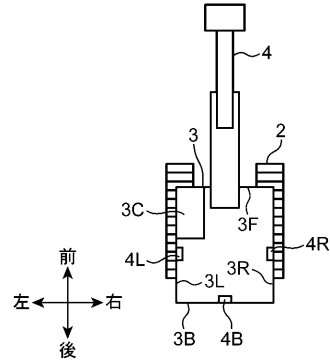
【図3】



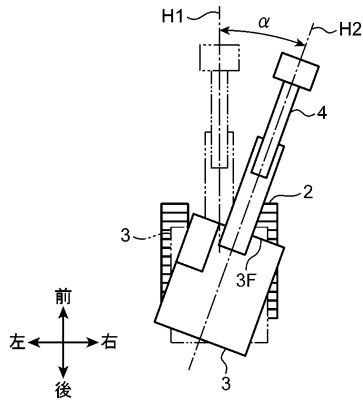
【図4】



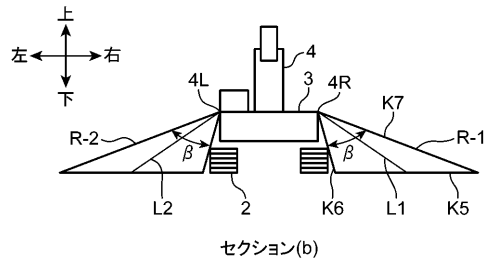
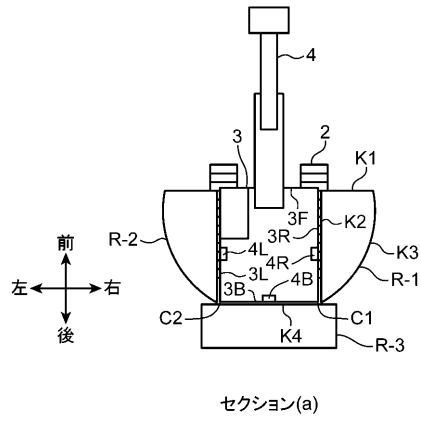
【図5】



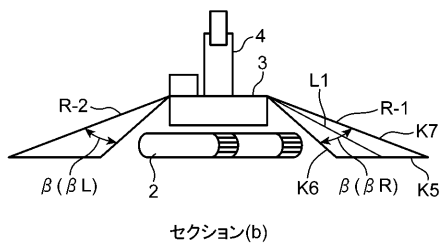
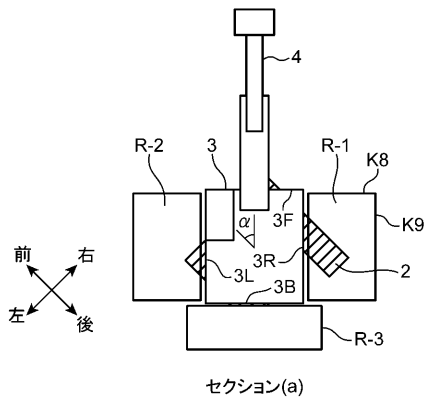
【図6】



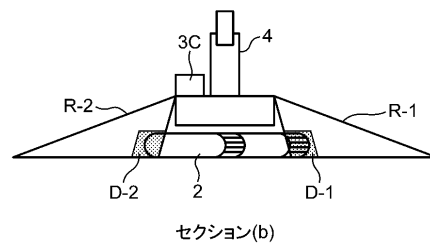
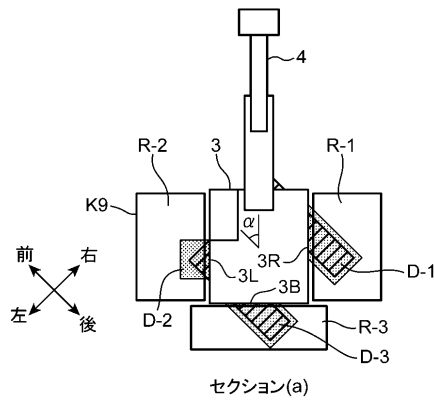
【図7】



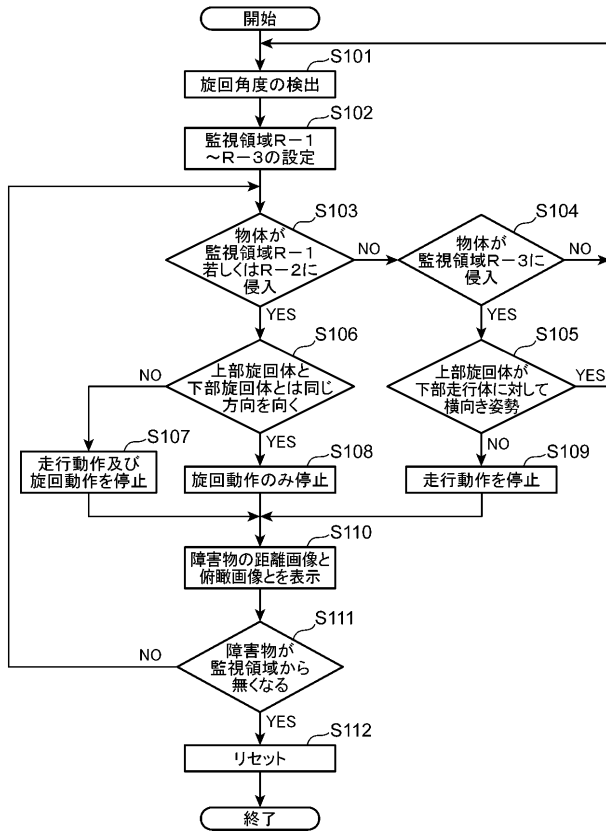
【図8】



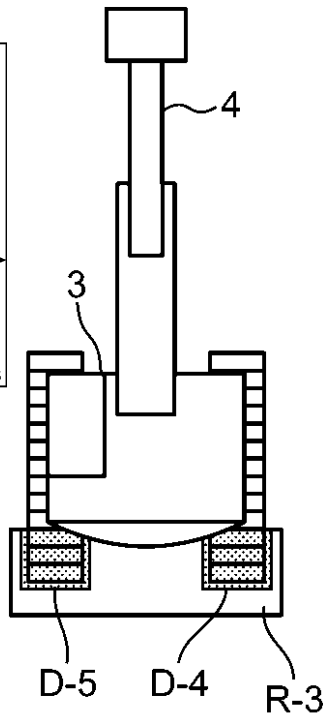
【図9】



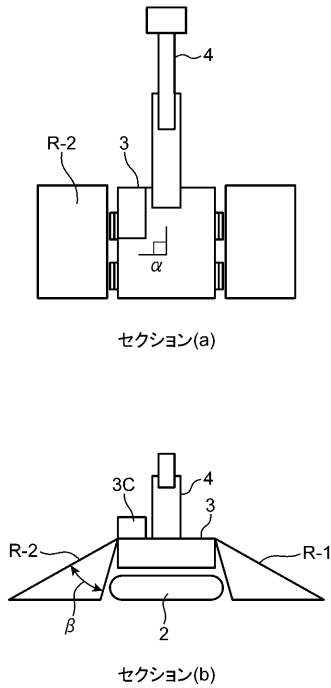
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 上村 佑介

広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2番1号 コベルコ建機株式会社 広島本社内

審査官 田島 拳士郎

(56)参考文献 特開平04-052330(JP,A)
特開2012-225732(JP,A)
特開2014-031660(JP,A)
特開2015-229836(JP,A)
国際公開第2015/121818(WO,A2)
欧州特許出願公開第02808455(EP,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E02F 3/43

B66C 23/88

E02F 9/20-9/26